

「学校安心ルール」

大阪市立淀中学校 生活指導部

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）の実現」をめざしています。
- 第１～３段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行う対応
基本的な 約束ごと	校訓「友愛・希望・奉仕」 ・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する・何事も一所懸命取り組む				
第１段階	・授業時間におくれる（チャイム後の入室） ・頭髮、服装が乱れている。	・からかう、ひやかす ・無視する ・人の物を勝手に使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡、改善指導 ・個別指導 ・自己を振り返る教育活動
第２段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする（授業妨害） ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡、改善指導 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る教育活動
第３段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるときの暴力をふるう	万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するような行為	・家庭連絡、改善指導 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導を行う
	第３段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）又は、このような行為が繰り返される場合については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事、警察、区役所など状況に応じて連携し、対応について協議する。				

※上記記載例に示す状況を基本方針とし、生徒個々の状況を応じて、学校、家庭、関係諸機関と協議し対応を検討する。